

可搬型衛星系防災行政無線等保守点検業務委託 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下、「発注者」といいます。）が発注する可搬型衛星系防災行政無線等保守点検業務委託に適用します。

2 履行場所

三重県津市広明町 1 3 番地 他 1 7 箇所（別表 1 参照）

3 履行期間

契約の日から令和 3 年 3 月 3 1 日限り

4 業務の概要

受注者は、別表 2 の機器について、発注者の定める三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下、「要綱」といいます。）に基づいて保守点検を行い、その機能の維持を図るものとします。

5 関係法規等の遵守

受注者は、この委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

6 関係官庁等への手続き

受注者は業務の実施に関して、発注者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

7 提出書類

受注者は、以下の提出書類を遅延なく発注者に提出しなければなりません。

(1) 実施計画表

1 部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

(2) 詳細工程表

1 部

定期点検開始の 2 週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

- (3) 点検報告書 書面および電子媒体 各1部

受注者は、本業務の履行完了時に、点検対象機器の一覧および実施した作業内容と結果、業務の写真等を取りまとめた点検報告を、書面および、電子媒体により各1部、発注者に提出するものとします。

- (4) その他発注者が請求する書類 発注者の指示による

障害・修理対応に係る報告書など、発注者の求める書類については、その都度、提出するものとします。

8 保守点検

- (1) 点検回数

定期点検を年2回（要綱別紙1の6ヶ月・12ヶ月点検）行うものとします。

また、機能の維持に必要な保守点検を随時行うとともに、発注者の要請があるときは、臨時保守点検を行うものとします。

- (2) 点検日時

受注者の行う保守点検は、発注者の勤務日及び勤務時間内を原則とします。

ただし、発注者の要請により、勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとします。

9 施工管理

- (1) 受注者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上特殊無線技士以上）の補助又は支援の体制を確保するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。

- (2) 受注者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者にその日程表及び作業名簿を提出し、発注者の承認を得るものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則、受注者が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、受注者が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を発注者に連絡し、常にその所在を明らかにしておくものとします。

- (3) 受注者は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたて、発注者の示す要綱に基づき、機器の測定、調整及び対向試験等の保守点検を行うものとします。

- (4) 受注者は、契約期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。

- (5) 保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な部品、消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として受注者の負担により行うものとします。

- (6) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障箇所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修理

を行うものとします。

なお、装置の修理等に伴う経費は、別途協議するものとします。

(7) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとします。

(8) 受注者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び発注者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとします。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるものとします。

※国・各自治体・業界団体（一般社団法人 建設電気技術協会等）の各種宣言・要請・ガイドライン等（各時点で最新のもの）に基づく感染拡大防止に努めるものとします。

1 0 障害発生時の対応

受注者は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信障害が発生したときは、障害復旧に協力するものとします。

1 1 定期検査の対応

電波法第73条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、受注者の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会い（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うものとします。また、書類の作成は発注者の指定する日までに完了し、発注者に書類を提出するものとする。

1 2 他の保守点検業者との連携

受注者は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとします。

1 3 保守業務の引継

受注者は、把握している機器の故障等は年度内に修復するものとし、次年度の点検保守を実施する業者とは綿密な連絡調整を行い、完全な状態で引き継ぐものとします。

1 4 取扱説明

受注者は、発注者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとします。また、要請のあるときは取扱説明書を作成するものとします。

1.5 その他

(1) この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ決定するものとします。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

無線設備設置場所一覧表

局名		住所
1	三重県庁	三重県津市広明町13
2	桑名市消防本部	桑名市江場7
3	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
4	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418
5	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1
6	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
7	津市消防本部	津市久居明神町2276
8	松阪広域消防組合	松阪市川井町1001-1
9	伊勢市消防本部	伊勢市楠部町159-11
10	鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町281
11	志摩広域消防組合	志摩市阿児町鷺方3080
12	紀勢広域消防組合	多気郡大台町佐原754
13	三重紀北消防組合	尾鷲市中川28-43
14	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1
15	伊賀市消防本部	伊賀市緑ヶ丘東町920
16	名張市消防本部	三重県名張市鴻之台1-2
17	三重県防災ヘリコプター管理事務所	津市雲出鋼管町2-2
18	津地方气象台	津市島崎町327-2

